

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※帳簿書類・事業報告書関連部分

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険業法施行規則			
132	第 236 条の 2	帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が義務付けられる保険募集人の基準は何か。	<p>保険募集人にも体制整備義務が導入されたことに伴い、改正保険業法の施行後は、一部の大規模乗合代理店（改正保険業法第 303 条にいう「特定保険募集人」）において帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p> <p>具体的には、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。</p> <p>① 直近の事業年度末における所属する保険会社の数が 15 以上の場合</p> <p>② 所属する保険会社が 2 以上で直近事業年度の手数料、報酬等の合計額が 10 億円以上の場合</p> <p>なお、①②は、生命保険・損害保険・少額短期保険ごとに判断します。例えば、直近の事業年度末における所属保険会社の数が生命保険会社 10 社、損害保険会社 5 社の場合には①に該当しません。</p> <p>また、生命保険・損害保険・少額短期保険の 3 業態のうち、一つでも基準に合致した場合、3 業態すべての業態について帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
133	第 236 条の 2	「特定保険募集人等の基準」の一つに「所属保険会社数」があるが、この社数には「提携はしているものの、現在、商品の新規販売の取扱いがない保険会社」も含まれるのか。	規則第236条の2に規定する「所属保険会社等の数」については、商品の新規販売に関わらず、代理店委託契約を締結している所属保険会社等が含まれます。
134	第 236 条の 2	各号に記載の「手数料、報酬その他の対価の額」については、施行規則第 237 条の 2 第 4 号と同様、「保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた」額と理解してよいか。	規則第237条の2第1項第4号は保険契約者ごとに記載すべき帳簿書類の記載事項ですが、仮に保険契約者ごとに特定できない対価があったとしても保険募集に関して受けた対価であれば該当し得ることにご留意ください。
135	第 236 条の 2	「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対象となる、ということで良いか。	ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払った額は控除の対象にはなりません。
136	第 236 条の 2	三者間スキームによる被統括代理店を抱える統括代理店について、法第 303 条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第 236 条の 2）には、被統括代理店が收受する「手数料、報酬その他の対価の額」は含まれないと理解してよいか。	「手数料、報酬その他の対価の額」については、個別具体的に判断する必要がありますが、単に代理受領をしているにとどまるのであれば、統括代理店が所属保険会社から受けた「手数料、報酬その他の対価の額」には含まれないと考えられます。
137	第 236 条の 2	保険会社から收受する金銭のうち、法第 303 条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第 236 条の 2）に含まれるものが何かを判定するにあたっては、事業報告書の「記載上の注意」に照らして、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に記載されるものを基準に判定すれば良いと理	貴見の例示が規則第236条の2に規定する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」とは、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそ

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>解してよいか。例えば、代理店がマーケティングに際して費用を負担したときに、その実費を保険会社が負担する約束がある場合、保険会社から事後的に支払われるコスト額は、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に含まれないと理解してよいか。</p>	<p>れを含む) を言うものです。</p>
138	第 236 条の 2	<p>「手数料、報酬、その他の対価の額」は、保険会社から提供される手数料の支払い明細書等に記載された数字を転記すればよいのか。例えば代理店が独自に作成した募集帳票の作成費用を保険会社から受領した場合や損害調査の援助に要した費用の弁済を受けたような場合は、業務の対価とは言えないので含まれないとの理解でよいか。</p>	
139	第 236 条の 2	<p>規模が大きい特定保険募集人は、当該特定保険募集人の事業年度末の乗合会社数および手数料等の額に基づいて該当・非該当を判断することとされているが、当該事業年度末から特定保険募集人となるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日から法第 303 条に規定する帳簿書類の保存義務が生じ、また、当該事業年度末の翌日から三月以内に法第 304 条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要があるという理解でよいか）。</p> <p>また、それまで規模の大きい特定保険募集人であったものが、ある事業年度末で基準を満たさなくなった場合は、当該事業年度末から規模の大きい特定保険募集人ではなくなるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日以降、法第 303 条に規定する帳簿書類の保存義務が課さ</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		れず、従前法第 303 条に基づき保存してきた帳簿書類を引き続き保存する義務も消滅し、また、法第 304 条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要はないという理解でよいか。	
140	第 236 条の 2	「規模の大きな特定保険募集人」とこれに該当しない比較推奨販売を行う乗合代理店との間において、帳簿書類の備付と事業報告書の提出の実施を除き、求められる体制整備義務の内容に差異はないとの理解でよいか。	保険募集人に求められる体制整備の内容は、一律に決まるものではなく、保険募集人それぞれにおいて、保険業法及び同法施行規則並びに監督指針Ⅱ-4-2-9に基づき、適切な体制整備を行う必要があります。
141	第 236 条の 2	「規模の大きな特定保険募集人」に該当した場合、過去 3 年度分の事業報告書を提出する必要があるが、過年度分については今回の改正を踏まえた統計やシステム手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できないことも想定される。 従って、施行後一定期間は可能な範囲内で作成、提出すれば可とする経過措置を設けていただく必要があるのではないかと考えるが、この点どうか。	施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。
142	第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2	事業報告書の別紙では、過去 3 ヶ年の実績値記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は、法施行後のもののみで足り、過去分については不問であるという理解でよいことを、念のため確認させていただきたい。	
143	第 236 条の 2	帳簿書類の保存については、保険会社と代理店との間で明確な役割分担を行うことにより、全て代理店が保管する必要はないとの理解でよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		また、電子的データとして保管されている場合は、瞬時に当該データを引き出せないことも想定されるが、一定期間の猶予は認められると考えてよいか。	により保存することが可能です。また、貴見にある「一定期間の猶予」がどの程度か分かりませんが、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
144	第 236 条の 2	所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者等の数は、事業年度末における取扱商品の有無を問わず、代理店委託契約を締結していれば含めると考えてよいか。	規則第 236 条の 2 に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です。
145	第 237 条、 第 237 条の 2	帳簿書類の作成・保存とは、具体的にはどのような対応が求められるのか。	<p>特定保険募集人(改正保険業法第 303 条にいう「特定保険募集人」)に該当する保険募集人は、事務所ごとに、保険料、手数料等を記載した帳簿書類を作成し、保険契約締結の日から 5 年間、適切に保存することが必要となります。</p> <p>なお、帳簿書類の保管にあたっては、社内規則等に規定されていれば、紙による保管のほか、電磁的記録により保存することも可能です。</p>
146	第 237 条	特定保険募集人は、保険契約の締結の日から 5 年間、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに規則第 237 条の 2 に記載している事項を記載し、保存することが求められるが、この帳簿書類は、紙媒体ではなく、電磁的手段で保存することも可能と考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。
147	第 237 条第 1 項	法第 303 条に規定する帳簿書類を備え、保存しなければ	法第 303 条に規定する帳簿書類の備付について

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ならない「事務所」とは、規則案別紙様式第25号の2の(5)事務所の状況に列挙すべき事務所と同じという理解でよいか。	は、規則別紙様式第25号の2の1.(5)同様、保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。
149	第237条の2	当グループの銀行では、銀行が保険契約者としての団体保険を取り扱っている。 については、団体保険についても被保険者ごとの帳簿の備付けの必要があるかを確認したい。	法第303条に基づく帳簿書類の備付けについては、被保険者ごとの帳簿の備付けを求めるものではありません。
150	第237条の2	帳簿書類は、保存する資料等に同条の項目が網羅されていれば、様式等は特段問われないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
151	第237条の2	<p>a. (a) 帳簿の備付けは、事業所ごととあるが、当該事務所とは営業単位と考えてよいか。 (b) 「特定保険募集人は事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とあるが、事務所とは各営業支店という理解でよいか。</p> <p>b. 事務所ごとに帳簿を作成するが、所管部署において、一括保管することでよいか。</p> <p>c. (a) 電磁的方法での保管でもよいか。 (b) 保存は書類でなくても電磁的なものでよく、本店で一括保存するが、事務所ごとに分かる体制になっていればいいという理解でよいか。</p> <p>d. 第1項第3号の保険契約に係る保険料の記入は、平準払の場合、1回分(月払いであれば、1カ月分、年払いで</p>	<p>aについて 保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。</p> <p>bについて 帳簿については、事務所において、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>cについて内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>dについて 貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>eについて</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>あれば、1年間分)の保険料を記入することでよいか。</p> <p>e. 第1項第4号の保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額についても、平準払の場合、1回分(月払いであれば、1カ月分、年払いであれば、1年間分)の手数料等を記入することでよいか。</p> <p>また、その他の対価(例えば、ボーナスコミッション等)があった場合は、契約者ごとに按分する必要があるか。</p>	<p>初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。</p> <p>また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p>
152	第237条の2第1項	同項に規定する事項は契約単位と解して良いか。	規則第237条の2第1項に規定する事項については、一契約ごとに記載する必要があります。
153	第237条の2第1項	<p>① 第1号 保険契約の締結の年月日は、契約日と考えてよいか。</p> <p>② ○第3号 記載する保険料は、第1回保険料と考えてよいか。平準払いの場合は、毎月、毎年、半年ごとに保険会社が領収しているが、帳簿に記載する保険料を毎月、毎年等で更新する必要はないと考えてよいか。</p> <p>○第3号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>③ ○第4号 手数料は、第3号の保険料に相当するものと考えてよいか。平準払いの場合は、継続手数料として、新規受付後にも保険会社が保険料を収納するタイミングにより、手数料を受領している。帳簿に記載する手数料は、手数料を毎月、毎年等受領するたびに、データ更新する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>①について</p> <p>施行規則第237条の2第1項第1号については、契約日と考えます。</p> <p>②について</p> <p>貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>③について</p> <p>初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。</p> <p>また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいです</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>○第4号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>④ 第4号 代理店では、手数料を契約成立月の翌月以降に受領しており、それまで手数料金額がわからない場合がある。手数料の額の記載は翌月以降でも可と考えてよいか。</p> <p>⑤ 第4号 手数料の表示は、税込、税抜いずれかによるのかを明示いただきたい。</p> <p>⑥ 掲載する明細は、法の施行前の契約も含まれると考えてよいか。</p>	<p>が、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p> <p>④について 貴見のような場合においては、翌月以降に記載することも認められます。</p> <p>⑤について 税込み、税抜きのどちらの表示であるかが分かるように記載されていれば、どちらの表示でも構いません。</p> <p>⑥について 法の施行前の契約は含まれません。</p>
154	第238条	<p>事業報告書への記載項目は、取扱保険商品の月別契約件数等の状況について、保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告することを求められているが、これらはあまりにも細微な分類であることから、代理店の負担が過大である。</p> <p>1. 拠点ごとに代理申請保険会社が異なる代理店の場合でも提出する事業報告書は法人単位でよい（代理申請保険会社別に作成した事業報告書を提出する必要はない）との理解でよいか。</p> <p>2. 複数年の記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は法施行後のものであって、過去分は不問という理解でよいか。</p> <p>3. 取扱保険商品の月別契約件数等の状況について保険会</p>	<p>1. について 貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、例えば、主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている場合においては、規則第236条の2に規定される手数料等の総額の判定にあたっては、一つの法人単位で判断し、主たる事務所である本店の所在する財務（支）局に提出する必要があります。ただし、別個に登録された事務所ごとに集計したものを束ねて、本店の所在する財務（支）局に提出することも認められます。</p> <p>2. について 施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求める</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告を求められているが、負担が過大なため、例えば取扱高上位5商品のみ報告等、簡素化を図ることを検討していただきたい。</p>	<p>ものではありません。</p> <p>3. について 貴重なご意見として承ります。</p>
155	第 238 条	<p>「事業報告書」を作成する単位は、募集人登録上の代理店単体（支店を有する場合は支店を含む）との理解でよいか。</p> <p>例えば、当該代理店の傘下に人的関係・資本関係を有する代理店が存在する場合、「事業報告書」に含めて記載する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>事業報告書については、法人であれば法人単位で作成すれば足ります。</p>
156	第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2	<p>事業報告書は、代理店登録単位ごとに各 1 通提出する必要があるのか、それとも、法人全体で 1 通提出する必要があるのか。</p> <p>法第 304 条が委任する規則第 238 条第 1 項によれば、特定保険募集人の法人・個人の別により、別紙第 25 号の 2 ないし 3 により作成しなければならない旨が定められているのみであるため、明確にしていきたい。</p>	
157	第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2	<p>規則第 238 条第 1 項所定の事業報告書は、追加的ルールの導入に伴う監督の実効性を確保すべく、監督当局が乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するために求められるものと理解している（保険 WG 報告書 20 頁）。</p> <p>しかしながら、今般公表された規則第 238 条が求める別紙第 25 号の 2 による事業報告書の様式は、かかる規制趣旨に照らして、明らかに代理店の負担が過大となりすぎるこ</p>	<p>①について</p> <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されている保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。</p> <p>ただし、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>とから、以下に述べる箇所をはじめ、更なる簡素化が図られるべきである。</p> <p>①規則別紙第 25 号の 2 の「(1) 取扱保険契約等の状況」の「取扱保険商品数等」においては、「保険代理店における取扱商品数」を「いわゆるペットネーム単位」で記載することとされている（脚注「記載上の注意」欄）。</p> <p>しかし、ペットネームは各保険会社において多数設けられており、かつ新商品販売等で年度内においても加除が多く見られることもあり、保険会社から自動的に取扱商品となり理論的には販売可能となる多くの商品名称（ペットネーム）を、乗合代理店において逐一把握するのは事実上困難である。</p> <p>生損保合わせて数十社にわたる所属保険会社の乗合がある場合には、かかる報告義務の負担は、さらに過大となることが容易に想定される（なお、そもそも、保険会社から報告させることにより正確かつ迅速に把握できるはずである。）。</p> <p>したがって、ペットネームではなく「保険種類単位」にするなど、趣旨を満たす簡素化した記載要領としていただきたい。</p> <p>②規則別紙第 25 号の 2 の「(2) 取扱保険契約等の内訳（直近 3 カ年度）」では、「法人」「個人」毎、「保険種類」毎、かつ「年度」毎に、契約件数、保険料、募集手数料のそれぞれにつき、直近 3 年度分を記載することになっている。</p>	<p>保険種類の数を記載することも認められます。その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>②について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>③について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>④について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、2. (2)「取扱保険契約等の内訳」における「募集手数料」については、保険募集に関係のない手数料の計上は不要であり、内訳を求めるものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>しかし、保険種類（特に生保の分類）や、法人・個人の別は、大型の乗合保険代理店においてすらシステム対応をしていない会社の方が多いのが実情であり、更には、現状、保険会社においてすらシステム対応していない部分もあるところであり、作業が不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>上記の報告要領のまま施行されるならば、今後、そのためのシステム開発を要することになり、その負担はきわめて甚大なものとなる。</p> <p>したがって、保険種類や法人・個人を別にして報告を求める上記報告要領は、事業報告書の立法趣旨を満たすために必要不可欠な限度に留めるべく、可及的な簡素化が図られるべきである。</p> <p>また、事業報告書の導入にあたっては、まずは保険会社の体制（システム対応等）を整備するよう指導いただくことを求める。</p> <p>③規則別紙第 25 号の 2 の「(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況」においては、保険会社別・商品名別・月別に、契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合には更改契約）・合計ごとに報告することが求められている。</p> <p>しかし、現状は、「(2) 取扱保険契約等の内訳」以上に対応が著しく困難である。乗合保険代理店において、上記 (3) の記載要領に沿うシステム対応は全くできていないのが実情であるうえ、「保険会社別」に「保険商品」</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>毎の報告が要求されているため、乗合保険会社が多ければ多いほど膨大な作業報告量となることが容易に想定される。</p> <p>これについても実施しなければならないということになると、システム開発コストも相当に大きくなることが想定される。</p> <p>そもそも、現状、保険会社においてすら、システム対応していない部分もあるところである。</p> <p>したがって、「保険商品名でなく保険種類」、「全取扱い保険会社でなく、取扱高上記3社分のみ」、「取扱高上位5商品のみ」といった程度の報告に留めるなど、極めて大幅な簡素化が図られるべきである。</p> <p>どうしても、かかる報告を乗合代理店に求めるということならば、まずは保険会社のシステム対応を指導いただくなど、保険会社の体制（システム対応等）を整備することの指導を先行すべきである。</p> <p>④規則別紙第25号の2「(2) 取扱保険契約等の内訳」においては、「募集手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）」を記載し報告することとされている。</p> <p>しかし、募集の対価以外の各種手数料の内訳を示すことは、保険業に全く関係のない手数料についても示すことになり、保険専門代理店ならともかくとして、保険専門ではない複数の事業を有する代理店においては、報告義務履行のための事務が趣旨を逸脱し不相当に過大となることが容易に懸念される。</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		したがって、「その他の対価の額」については、より限定し簡素化した記載で足りるものとされるべきである。	
158	規則別紙様式第 25 号の 2	<p>「(規模の大きい特定保険募集人)</p> <p>第 236 条の 2 法第 303 条に規定する内閣府令で定めるものは、事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>二 所属保険会社等のうち損害保険会社および外国損害保険会社等の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。」と規定されていますが、一方 施行規則 別紙様式第 25 号の 2(第 238 条第 1 項関係)(法人の場合)の「事業報告書」の書式の中で、</p> <p>2. 取扱保険契約等の状況</p> <p>(2) 取扱保険契約等の内訳(直近 3 ヶ年度)</p> <p>イ. 「損害保険」欄において、(記入上の注意)で下記のような記載があります。</p> <p>「1. (その他)新種には、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。」</p> <p>つきましては、保険業法施行規則の記載している特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上の中に、「事業報告書」の(記入上の注意)に記載の自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)を除くとなっていけますが、募集手数料を除くこととなると、自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)の手数料、報酬その他の対価の額が大きい募集人</p>	<p>施行規則第236条の2第2号に規定する「手数料、報酬その他の対価の額」には、自賠責保険、海上保険(船舶・貨物)に係るものも含まれます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>は、特定保険募集人から外れる場合もあると考えられるが、特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額に自賠責保険・海上保険(船舶・貨物)は含むのか。ご説明いただきたい。</p>	
159	規則別紙様式第 25 号の 2	<p>a. (a) 「2. 取扱保険契約等の状況(1) 取扱保険商品数等」には、販売を取止めた商品についても、保全があり、また、手数料を受け取っていることから、取扱商品数に含めて記入しなければならないか。</p> <p>(b) 第 2 面の「2. 取扱保険契約等の状況」「(1) 取扱保険商品数等」につき、記載しなければならない「取扱商品数」の商品数とは、乗合保険会社が現在販売している全商品数ではなく、提出者(事業報告書を提出する特定保険募集人)が現在販売している、各保険種目ごとの商品数であるとの理解でよいか。</p> <p>b. 「2. 取扱保険契約等の状況(2) 取扱保険契約等の内訳(直近 3 カ年度)」は、最初の事業報告は改正保険業法施行後の年度分からでよいか。また、外貨建て保険商品の場合は、円換算して記入するのか。その場合の為替レートは契約時の保険会社の為替レートで計算してよいか。</p> <p>c. 「2. 取扱保険契約等の状況(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況(直近年度)」は、保有契約において中途解約等があり、手数料等を保険会社へ返却しなければならない場合、返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入することで構</p>	<p>a. について</p> <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、同様です。</p> <p>なお、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>b. について</p> <p>施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去 3 事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>また、外貨建て保険商品に係る取扱いについては、円換算して記入する必要がありますが、為替</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>わないか、それとも返却分は考慮する必要はないか。 d. 団体保険についても、「2. 取扱保険契約等の状況」に記入するのか。</p>	<p>レートの計算方法は貴見の方法も認められます。 c. について 返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入する必要があります。 d. について 団体保険についても記入する必要があります。</p>
160	規則別紙様式第 25 号の 2「2.(3)」	<p>取り扱っている保険会社の保険商品の明細については、新規契約を受け付けているものに限り作成する取扱いとしていただきたい。 (既に新規契約を停止した商品についてまで明細を作成するとなると、対象商品が多く過重な事務負担が生じるため。)</p>	<p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。 ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 なお、販売を取止めた商品についても、保険料や手数料が発生している商品については、別紙様式に従い、「保有契約」として計上する必要があります。</p>
161	規則別紙様式第 25 号の 2	<p>法第 304 条において規定する事業報告書作成の起算日は、直近 3 カ年の項目もあることから法施行日を起算日と解釈してよいか。</p>	<p>施行日以後に開始する事業年度の事業報告書等において、仮に過去 3 事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p>
162	規則第 238 条第 1 項	<p>①事業報告書作成に際し、保険会社からのデータを使用することは許容されるか。 ②別紙様式 25 号の 2 (法人の場合) 項番 1 (4)「役員及び使用人の状況」内「使用人」は当社と直接雇用関係にある者の数を記載すれば良いか。または、派遣社員を含む全従業者数を記載すべきか。</p>	<p>①許容されます。 ②当該代理店において保険募集に従事する役員及び使用人を報告する必要があり、その中には派遣社員も含まれます。 ③実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足することが求められます。なお、様式に「記載</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>③同様式項番 1 (7)「比較・推奨販売の方法について、以下の(ア)～(ウ)のうち最も適当なものを選択してください。」について、会社規則等により規定されていることを前提に、部門によって方法が異なるときは、最も高い割合のものを選択すると解すれば良いか。(企業グループ内とグループ外とで募集する保険商品が異なる場合を想定しています)</p> <p>④同様式項番 2 (2)「取扱保険契約等の内訳(直近3カ年度)」内「ア」における「実収保険料」、「イ」における「成績保険料」のそれぞれの定義を明示して頂きたい。</p>	<p>上の注意」を追加しました。</p> <p>④「実収保険料」とは、保険会社が現に収受した保険料をいいます。</p> <p>「成績保険料」とは、保険会社が特定保険募集人の成績評価に用いる保険料をいいます。</p>
163	規則別紙様式第 25 号の 2	<p>保険業法施行規則別紙様式第 25 号の 2 (第 238 条第 1 項関係)「1. (7)比較・推奨販売方法について、(ア)～(ウ)のうち最も適当なものを選択してください。」となっているが、商品特性や顧客属性等に応じて別々の方法で行う場合、取扱いが多い方法を選択するのか、それとも複数の方法を選択するのか確認したい。</p>	
164	規則別紙様式第 25 号の 2	<p>施行規則の別紙様式(法人の場合)の「2. 取扱保険会社商品数等」について、取扱商品数は「ペットネーム単位」としているが、例えば、損保なら自動車保険、火災保険、傷害保険等、生命保険であれば低減定期保険、終身保険、養老保険等のように、保険会社間で共通性のある商品名でのカウントも可としていただきたい。ペットネーム単位での商品数把握は非常に困難であり、仮に、ペットネーム単位以外は認めないとする場合には、その目的と理由を明示いただきたい。</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>ただし、その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
165	規則別紙様式第 25 号 の 2	<p>事業報告書：提示義務条件について</p> <p>①新規申込のない保険会社の商品を取扱っている場合、その保険会社は、所属保険会社数に含めるのか。</p> <p>事業報告書：取扱保険契約等の内訳に関して</p> <p>②生保の保険種類の区別は、ペットネームごと/保険種類ごとに区別可能なのか。同一商品でも、保障内容によって報告区分を変える必要があるのか。</p> <p>③保険料は、実収ベースでの報告ということだが、年度途中の報告の場合、月払いなどの平準払い契約は、年換算保険料を計算して報告するのか。</p> <p>④保険料は、増減額後の保険料を報告するのか、契約当初の保険料を報告するのか。</p> <p>⑤共同募集の場合、実収保険料、手数料は、代理店分担割合を換算した保険料を報告すればよいのか。</p> <p>⑥欄外に記載の「その他の対価の額」とは何を指すのか。</p> <p>事業報告書：取扱保険商品の月別契約件数等の状況に関して</p> <p>⑦集計単位は、ペットネーム単位でよいのか。</p> <p>⑧保有契約の考え方として、年金保険の場合、保有契約としてカウントするのは契約成立から年金支払終了までと考えてよいのか。</p> <p>⑨報告単位が新規契約と保有契約に分かれているが、新規契約は保有契約に含めないのか。</p>	<p>① 代理店委託契約を締結している場合には、所属保険会社数に含める必要があります。</p> <p>② 2.(2) 取扱保険契約等の内訳については、保障内容に応じて分類した保険種類ごとに、記載する必要があります。</p> <p>③④ 報告の対象となる当該事業年度における実収保険料額を記載する必要があります。</p> <p>なお、この場合、保険料の払い方に応じた年換算は要しません。</p> <p>⑤ 貴見のとおりです。</p> <p>⑥ 「その他の対価の額」とは、その名称を問わず、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）のうち、報酬及び手数料以外のものをいいます。</p> <p>⑦ 貴見のとおりです。</p> <p>⑧ 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>⑨ 例えば、新規契約に係る契約件数については、契約月は「新規契約」として計上し、翌月以降は「保有契約」として計上する必要があります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
166	規則別紙様式第 25 号の 2 「2.(1)」	取扱商品数、取扱保険会社名は、特定保険募集人の事業年度末時点のものを記載すればよいと考えてよいか。 また、保険会社との代理店委託契約は継続しているものの、取扱商品がない保険会社名も記載する必要があると考えてよいか。	取扱商品数及び取扱保険会社名は、事業年度末時点のものを記載する必要があります。 また、取扱商品のない保険会社の場合、取扱商品数を「0」として記載願います。
167	規則別紙様式第 25 号の 2 「1.(7)」	特定保険募集人の事業報告書様式（別紙様式 25 号の 2）の項目 1. (7) に、「比較・推奨販売の方法」があるが、「(ア) 取扱っている全ての保険商品の比較を行い、顧客に提示している」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。 保険商品の一覧表を顧客に提示し、顧客が主体的に商品を選択するための情報提供を行っている場合は、「(ア)」に該当すると考えて差し支えないか。	貴見を踏まえ、様式を修正しました。 なお、貴見の事例が必ずしも明確ではありませんが、例えば、Ⅱ-4-2-9 (5) ①②に該当する場合は、「商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。」に該当することとなります。
168	規則別紙様式第 25 号の 2 「4」	特定保険募集人の事業報告書様式（別紙様式 25 号の 2）の項目 4 に、「保険募集にかかる苦情の発生件数」があるが、自行が知り得た苦情件数と考えてよいか。	当該特定保険募集人が受け付けた苦情件数のほか、保険会社等が受け付けた苦情について保険会社から連携されている場合には、その件数も計上する必要があります。
169	規則別紙様式 25 号の 2 「2(1)」 「2(2)ア」 「2(3)」	①日本工業規格とあるのは、A4 版、B4 版のいずれでもよいと考えてよいか。 ②「2. (1)」の「取扱商品数」、「取扱保険会社名」には、現在は販売を終了、休止等している過去に販売していた商品は含めないと考えてよいか。 ③「2. (2)ア」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、「2. (3)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」の合計を記載することと考えてよいか。 ④「2. (3)」の「新契約」は契約成立ベースの件数、記載上	①A4版であるため、ご指摘を踏まえて別紙様式25号に追記させていただきました。 ②販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 ③ 2. (2) の「契約件数」、「保険料」、「募集手数

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>の注意の「実収保険料」は保険会社の収納ベースの金額と考えてよいか。</p> <p>また、平準払の場合、該当年度内の代理店の募集手数料の合計で、未収手数料は含まないと考えてよいか。</p> <p>⑤「2.(3)」の「新契約」と「保有契約」については、先月新規に成約した契約は、翌月には保有契約とすると考えてよいか。</p> <p>⑥「2.(3)ア」の「新契約」には、積立利率変動型の個人年金保険の延長（更改）は含まないと考えてよいか。</p> <p>⑦「2.(3)イ」について、共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」と「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載すると考えてよいか（共同保険分を合計して記載するのは困難であるため）。</p> <p>⑧外貨建保険の外貨保険料を円換算する為替レートの基準を明示していただきたい。</p>	<p>料」は、当該保険種類に区分される保険商品に係る2.(3)の合計値を記載することとなります。</p> <p>④2.(3)の「新契約」には、新契約が成立したものを計上する必要があります。</p> <p>また、「保険料」に実収保険料を記載する場合には、保険会社が現に收受した金額を計上する必要があります。</p> <p>また、「募集手数料」については、「規模の大きい特定保険募集人」が受け取った金額を記載するものであり、未収手数料の計上は不要です。</p> <p>⑤貴見のとおりです。</p> <p>⑥既契約の延長（更改）は「保有契約」に計上する必要があります。</p> <p>⑦共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載することも認められます。</p> <p>⑧例えば、保険会社が手数料計算時に用いている為替レートを使用することが考えられます。</p>
170	規則別紙様式第 25 号の 2、規則別紙様式第 25 号の 3 (2)記載上の注意	<p>「法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。」とあるが、例えば、契約の 1 件 1 件を手作業で確認をすれば法人・個人の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに法人・個人別の件数が示されていない様なケース（保険会社では</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、法人・個人の正確な把握・区分に莫大なコストが必要となる場合には、記載上の注意にあるとおり、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記することも認められます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>保険契約について法人・個人の別を正確なデータとして保有する慣行がない))においては、法人・個人の正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよいか。</p>	
171	<p>規則別紙様式第 25 号の 2、規則別紙様式第 25 号の 3 2(3)記載上の注意</p>	<p>『保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。 その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。』とあるが、例えば、契約の 1 件 1 件を手作業で確認をすれば各保険商品別の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに各保険商品ごとのデータが示されていない様なケース（保険会社では代理店の取扱契約件数や保険料等の数値について、細かな保険商品単位で集約・管理する慣行がない）においては、これらデータの正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解で良いか。 また、その場合の「正確な把握・区分が困難である理由」は、「保険会社から保険商品別のデータ提供がなく、また、社内で保険商品別の数値を管理指標として用いていない」といった理由でよいか。</p>	<p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での記載に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載することも認められます。 また、「正確な把握・区分が困難である理由」については、貴見のような理由も考えられます。</p>
172	<p>規則別紙様式第 25 号の 2</p>	<p>損害保険代理店の代表者は、募集を行うか否かを区分しての登録はなされていないため、1(4)の「役員」に含め</p>	<p>損害保険代理店の代表者は、「役員」に含める必要があります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		る必要はないとの理解でよいか。	
173	第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2	<p>規則案別紙様式第 25 号の 2 の (5) 事務所の状況の「主たる事務所」とは、財務(支)局に届出している本店のことでよいか。</p> <p>いわゆる契約取扱出先（法人代理店において、本店同様に保険募集を行う支店、支社、営業所等の本店以外の拠点）は「主たる事務所」に該当するか。</p> <p>また、同様式には「主たる事務所」以外として、具体的にはどのような事務所を記載すればよいのか。</p>	<p>保険募集人が所在する「事務所」のうち、本店を「主たる事務所」とし、それ以外を「主たる事務所」以外として記載する必要があります。</p>
保険会社向けの総合的な監督指針			
574	Ⅱ-4-2-10	<p>帳簿書類の備え付けについて、改正業法第 303 条では「保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し」とされ、府令案第 237 条の 2 では「法第 303 条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。」とされている。</p> <p>したがって、規模の大きい代理店は、帳簿書類上、「保険契約者ごと」かつ「所属保険会社等ごと」に法定事項を記載していく必要があるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
575	Ⅱ-4-2-10	<p>当社は特定保険募集人の条件を満たす金融機関代理店であり、各営業部にて保険の募集行為を行っている。</p> <p>その場合、帳簿書類の作成・保存は、各営業部で行う必要があるということか。</p> <p>本部で作成したもの（電子ファイル又は紙）を支店で確認し、保管するという運用は許容されるか。</p>	<p>保険募集人が所在する事務所ごとに備付けを行う必要があり、店舗を異にする場合には、それぞれに備え付ける必要があります。</p> <p>ただし、対応が施行後直ちには困難な場合には、当分の間、主たる事務所に備え付けることも認められます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			<p>また、貴見のように、本部で作成したものを支店で保管することも認められます。</p>
576	Ⅱ-4-2-10	<p>保険募集代理店は所属保険会社が提供する専用画面において保険契約情報を閲覧することが通常であり、適切な情報管理の観点も含め、帳簿書類備付の方法として、代理店専用画面で保険契約の締結の年月日等の事項を閲覧する等の方法を社内規則等に定めて対応することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>規則第237条の2第1項第1号から第4号に規定する内容を満たすものであれば、適当と認められる保存方法を社内規則等に定めたいうで、適切に備え置くことが認められます。</p>
577	Ⅱ-4-2-10	<p>Ⅱ-4-2-10では、「社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。」とあるが、例えば、保険会社から提供された書類（契約リストやデータ等）に、帳簿に記載すべき情報が記載されている場合には、当該書類を保存すれば良く、別途、「書類の作成」の方法は定める必要はないとの理解でよいか</p> <p>また、規則第237条の2第1項第1号～4号に係る事項の帳簿書類として、保険契約申込書を用いる場合、その保存方法として、所属保険会社が保存している申込書について、所属保険会社より遅滞なく当該書面の写しを入手するといった方法を定めることも認められると理解してよいか。</p>	<p>Ⅱ-4-2-10については、各保険会社と特定保険募集人との間における情報共有などの実務に配慮したうで、その実務に照らして適当と認められる方法等を社内規則等に定めたいうで、適切に備え置くことを求めるものです。</p> <p>保険契約申込書を用いる場合、契約成立後、所属保険会社から遅滞なく当該書面の写しを入手し、その後適切に保存することにより、常時閲覧できる体制が整備されている場合には、認められることもあります。</p>

以 上